

亀岡市地域再エネゾーニング ～太陽光発電ゾーニングマップ利用ガイドライン～

令和7（2025）年2月
亀岡市環境政策課



本ガイドラインの目的

- 亀岡市では、令和5(2023)年度から令和6(2024)年度にかけて「地域再エネ導入ゾーニング事業」により、再エネの導入に適したエリアと保全・各種調整が必要なエリアを区分けしたゾーニングマップを作成しました。
- 本ガイドラインは、亀岡市において太陽光発電設備の導入を検討される事業者や地域住民の方々に向けた、ゾーニングマップをご活用いただくためのガイドラインです。
- ゾーニング事業の背景や、ゾーニングで設定した各種エリアの意味、発電事業にあたって留意すべき事項等について整理しています。
- なお、ゾーニングについての詳細な情報については、別途公開している「亀岡市地域再エネ導入ゾーニング報告書」（令和7(2025)年、亀岡市）をご確認ください。



目次

01

ゾーニングの概要

1.1	ゾーニングの背景	5
1.2	ゾーニングの目的	6
1.3	ゾーニングのエリア区分	7
1.4	ゾーニングの対象設備	8
1.5	ゾーニングの検討プロセス	9

02

ゾーニングマップの活用

2.1	ゾーニングマップの活用方法	11
2.2	活用にあたっての留意事項	12
2.3	地上設置型太陽光のゾーニング結果	13
2.4	屋根置き型太陽光のゾーニング結果	18
2.5	個票	20
2.6	亀岡市カーボンニュートラルエリア	21

03

太陽光発電施設の設置・管理にあたっての配慮事項

3.1	関連する法令等	23
3.2	環境への配慮事項	27
3.3	防災・安全面への配慮	31
3.4	水上設置型太陽光発電にあたっての留意事項	34
3.5	営農型太陽光発電にあたっての留意事項	36

04

参考情報

4.1	参考にすべきガイドライン	39
4.2	収集したデータ一覧	42



01 ゾーニングの概要



1.1 ゾーニングの背景

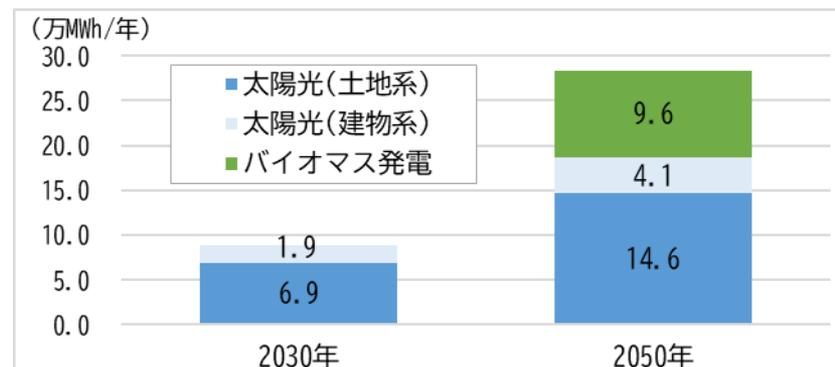
- 近年、地球温暖化の進行が大きな問題となっています。
- 平成27（2015）年にはパリ協定が採択され、「**2050年カーボンニュートラル**」（2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとすること）を目指すことが世界共通の目標として掲げられました。
- 国内では、地球温暖化対策推進法が令和3（2021）年に改正され、主な改正のポイントとして「**地方創生につながる再エネ導入の促進**」が新たに位置づけられました。
- 政府の動向を受け、本市では「かめおか脱炭素未来プラン」を策定し、2050年カーボンニュートラル達成に向け、温室効果ガス削減目標並びに再エネ導入目標を定めました。

<再エネ導入目標>

2030年目標： 8.8 万MWh/年

2050年目標： 28.3 万MWh/年

※再エネ実績値： 6.1 万MWh/年（令和5（2023）年時点）



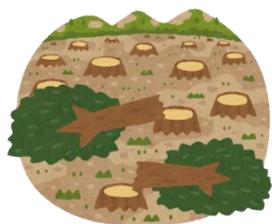
ポイント

「かめおか脱炭素未来プラン」では、市内において高いポテンシャルを有する太陽光発電とバイオマス発電について、導入目標を設定しました。

1.2 ゾーニングの目的

- カーボンニュートラル達成に向け、再エネ導入は必要な一方、国内では再エネ事業による自然環境の悪化や、災害リスクの増大、地域とのコミュニケーション不足による住民トラブルの発生等の事例が発生しています。
- 再エネ導入による問題を未然に防ぎつつ、適切な再エネの普及を目指すことを目的とし、市内を主に再エネ導入の可能性のあるエリアと環境保全や災害リスク等の観点から保全すべきエリアを区分したゾーニングマップを作成しました。

<再エネ導入にあたっての課題>



自然環境の悪化



災害リスクの増大



住民トラブル

<ゾーニングマップのイメージ>



再エネ導入の可能性のあるエリア
→積極的に事業を推進

保全すべきエリア
→事業を抑制

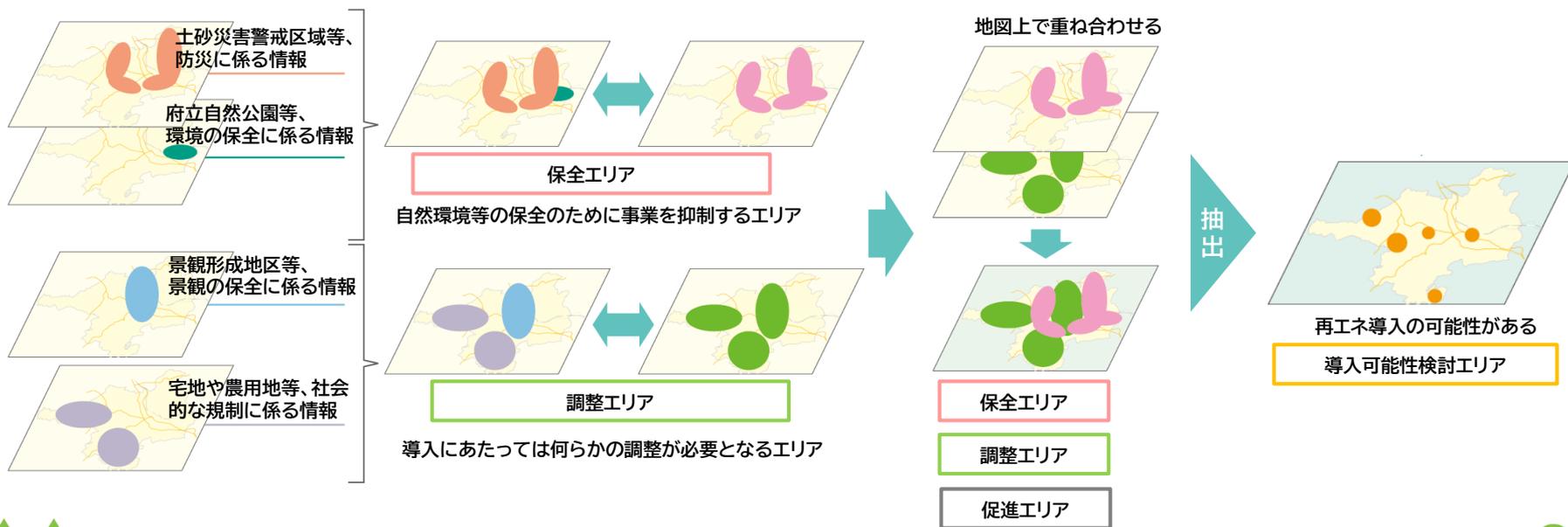
ゾーニングとは

ある空間を区分けし、区分けした空間を目的に沿って活用すること。

1.3 ゾーニングのエリア区分

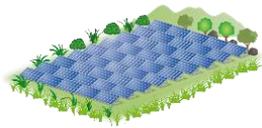
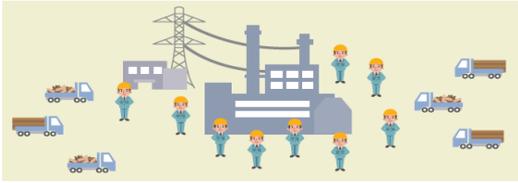
- ゾーニングマップのエリア区分は、「**保全エリア**」、「**調整エリア**」、「**促進エリア**」、「**導入可能性検討エリア**」の4区分としました。

エリア区分	概要
保全エリア	法令等により立地困難又は重大な環境影響が懸念される等により、環境保全を優先するエリア
調整エリア	立地にあたって調整が必要なエリア
促進エリア	環境・社会面からは導入を促進しうるエリア
導入可能性検討エリア	調整エリア及び促進エリアから、事業性に係る情報を加味し、適切な環境配慮を確保しつつ事業化につながる可能性があるエリア



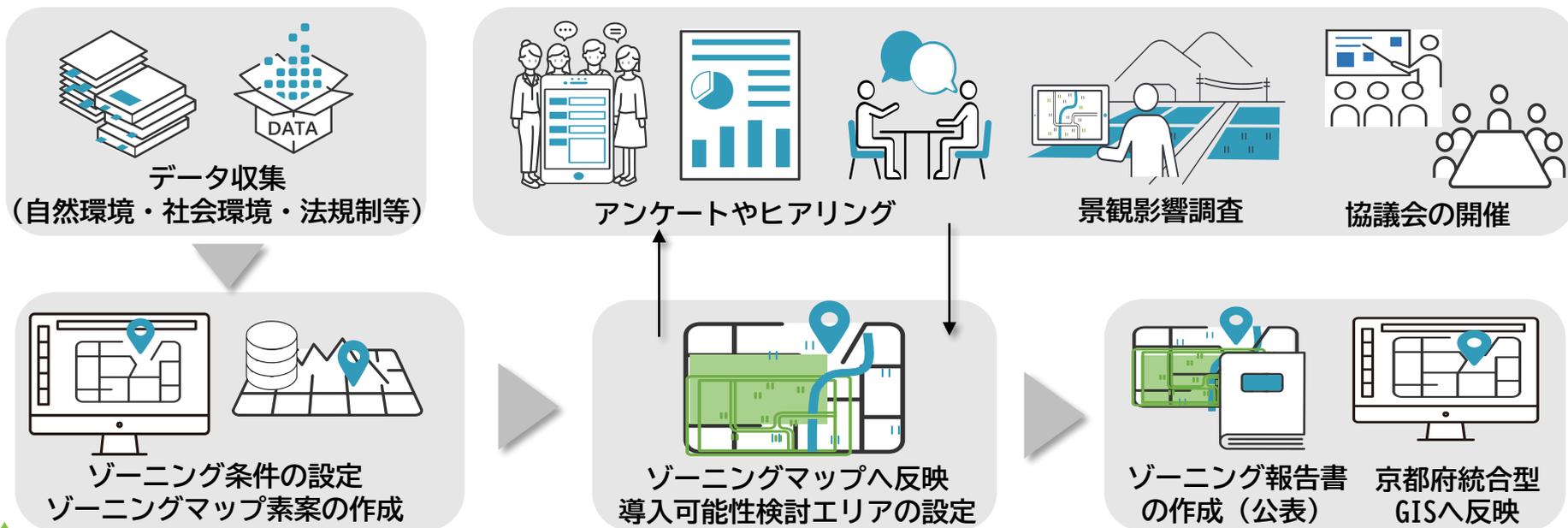
1.4 ゾーニングの対象設備

- 市内において高いポテンシャルを有する**太陽光発電**と**バイオマス発電**を対象としたゾーニングマップを作成しました。
- **本ガイドラインでは太陽光発電のゾーニングマップについて解説します。**

種別	利用形態	イメージ
太陽光発電	屋根設置型	住宅、事業所、公共施設などの建物の屋根 
	地上設置型 (農地・水上を含む)	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>地上設置型</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>農地設置型</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>水上設置型</p>  </div> </div>
バイオマス発電	大規模 木質バイオマス発電所 (概ね2,000kW以上)	大規模木質 バイオマス発電 
	小規模 木質バイオマス発電所 (概ね2,000kW未満)	小規模木質 バイオマス発電 (熱電併給) 

1.5 ゾーニングの検討プロセス

- ゾーニングは、令和5（2023）年度から令和6（2024）年度にかけて2か年で実施しました。
- 自然環境や社会環境、法規制に関する各種GISデータの収集・重ね合わせを行い、各情報について、エリア区分の設定を行いました。
- その他、専門家や地域の関係機関へのヒアリング・アンケート、協議会の開催、パブリックコメント、景観影響調査など、様々な調査や意見の収集により導入可能性検討エリアを抽出し、ゾーニングマップを完成させました。



02 ゾーニングマップの活用



2.1 ゾーニングマップの活用方法

- ゾーニングマップは「京都府・市町村共同 統合型地理情報システム (GIS)」に搭載しています。
- 再エネ導入を計画される事業者、住民の方々につきましては、下記の用途でご活用いただけます。

①太陽光発電導入適地の検討

※本市としては「導入可能性検討エリア」における事業の実施を推奨しています

②事業計画地にかかる各種法規制や留意が必要な自然環境等に関する情報の確認

③その他、導入可能性検討エリアとしたエリアの諸情報や地域特性等の確認

The screenshot displays the Kyoto Information Map system GIS interface. On the left, there is a navigation menu with various categories like '防災' (Disaster), '観光' (Tourism), and '文化財' (Cultural Heritage). The main area shows a map of Kameoka City with various zoning areas highlighted in different colors. A legend on the right side of the map lists the different zoning types, such as '導入可能性検討エリア' (Introduction possibility study area) and '地上設置型太陽光ソーリングマップ' (Ground-mounted solar zoning map). The interface includes search bars, map controls, and a list of search results.

こちらから閲覧いただけます

表示するレイヤーを選択いただけます

地図上で各エリアを確認いただけます

2.2 活用にあたっての留意事項

- ゾーニングマップの活用にあたっては、以下の事項に留意して適切にご活用ください。

①関連法令及びガイドラインの遵守

- ・ 実際に太陽光発電を導入する際には、「太陽光発電施設の設置・管理にあたっての配慮事項」及び「参考情報」に掲載する関係法令やガイドラインを遵守してください。

②環境配慮事項の検討

- ・ 事業規模や環境影響の程度を鑑み、環境配慮事項を確認し、必要な調査、影響予測・評価、保全対策などを実施してください。

③使用する情報の時点確認

- ・ ゾーニングマップに搭載しているデータは、令和6（2024）年12月時点で入手している情報になります。定期的に更新しますが、最新の情報については、必要に応じて各種関係機関にお問い合わせください。

④GISデータの精度

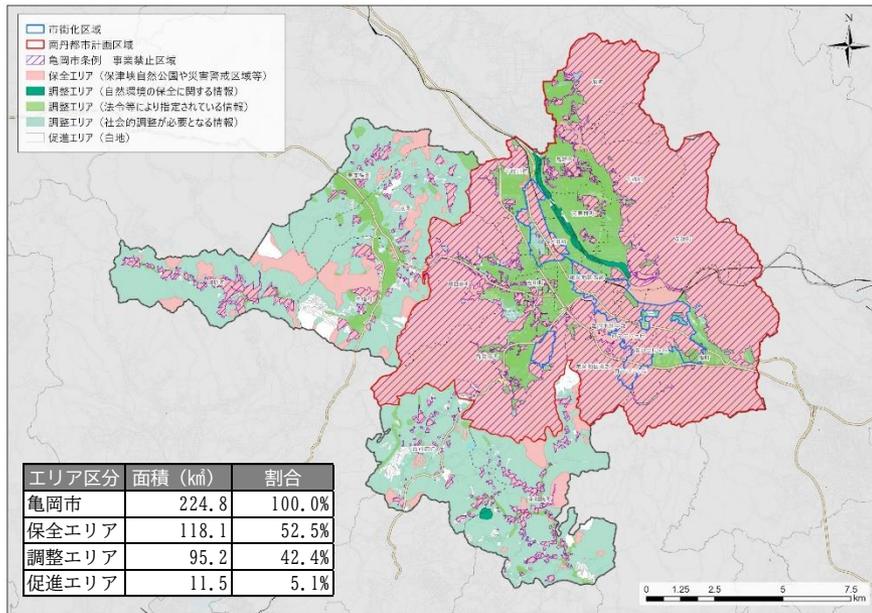
- ・ ゾーニングマップにおける位置データは、GISデータの精度の関係で実際の範囲とは一致しないことがあります。位置や境界の詳細については、各問合せ窓口にご確認ください。

⑤データの利用にあたって

- ・ 各GISデータについて、市への事前の許諾なく無断で転載、転用、編集、改変、販売又は変造等の二次利用をすることを固く禁じます。

2.3 地上設置型太陽光のゾーニング結果 ～ゾーニング結果の概要～

- 保全エリアと調整エリアは、国基準、府基準、亀岡市条例を参考に選定しました。
- 促進エリアは、保全エリアと調整エリアを除いた白地のエリアとしました。
- 導入可能性検討エリアは、調整エリア、促進エリアの中から事業性等を踏まえて抽出しました。



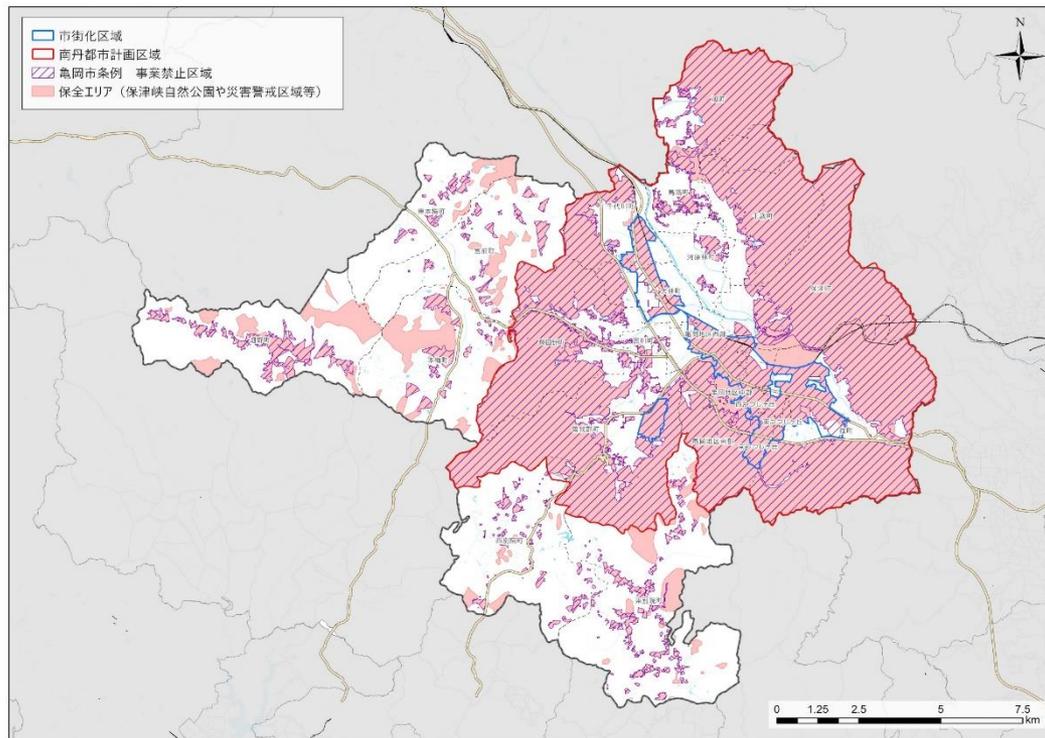
ゾーニング条件



- ・ 国基準：促進区域設定に係る環境省例
- ・ 府基準：京都府地球温暖化対策推進計画における環境配慮基準
- ・ 亀岡市条例：亀岡市太陽光発電の設置及び管理に関する条例

2.3 地上設置型太陽光のゾーニング結果 ～保全エリア～

- 自然環境や景観への影響、災害リスクが特に懸念される、または法令上の制約が大きなエリアを保全エリアとしました。
- 亀岡市「太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例」により事業禁止区域における太陽光発電事業の実施は禁止されています。

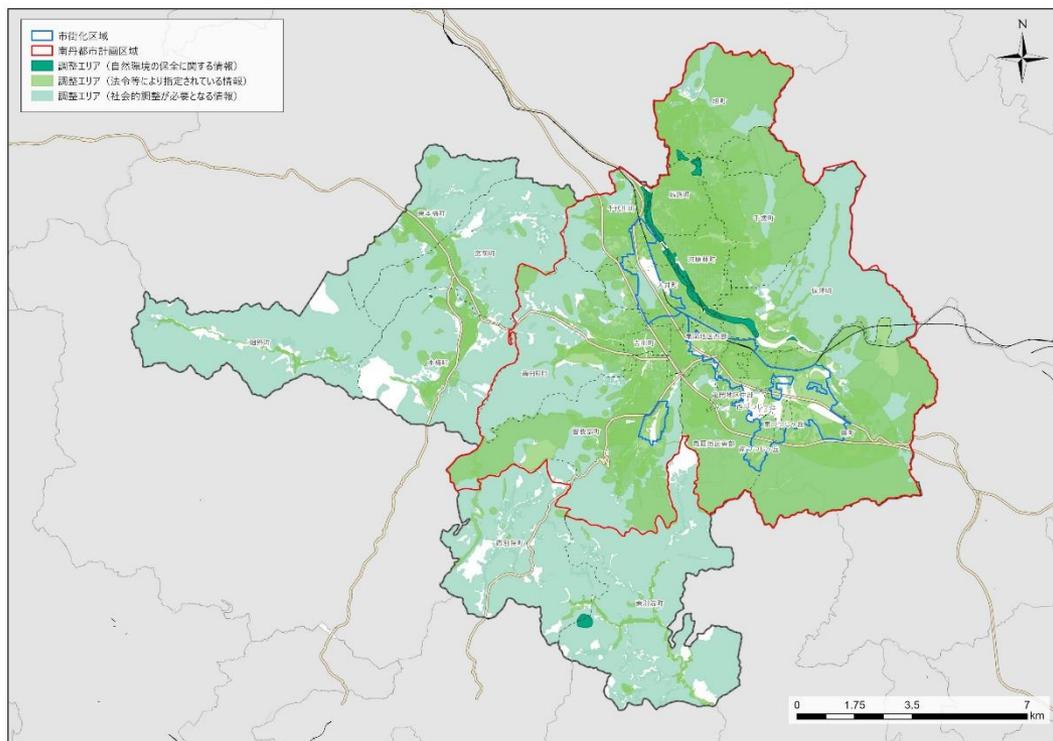


保全エリアとした情報

- 保全エリア
 - 京都府指定鳥獣保護区
 - 生産緑地地区
 - 保安林
 - 河川区域
 - アユモドキの生息区域
 - 京都府立自然公園の特別区域
 - 景観形成地区(湯の花温泉地区・自然景観形成地区)
 - 土砂災害警戒区域・特別警戒区域
 - 急傾斜地崩壊危険区域
 - 用途地域 (住居地域・商業地域・近隣商業地域)
 - 都市計画公園
 - 既存集落まちづくり制度の指定区域
- 事業禁止区域(亀岡市条例)

2.3 地上設置型太陽光のゾーニング結果 ～調整エリア～

- 自然環境や景観への配慮や災害リスクへの対応、地域との調整が必要なエリアを調整エリアとしました。
- 調整エリアにおいて事業を実施する場合は、各種法令に則った許可申請の手続きを行うほか、自然環境や災害リスクへの配慮を行うようにしてください。



調整エリアとした情報

自然環境の保全に関する情報

- 重要な地形の範囲
- 特定植物群
- 巨樹・巨木林
- 植生自然度9、10の植生範囲
- 重要な湿地の範囲

法令等により指定された地域の情報

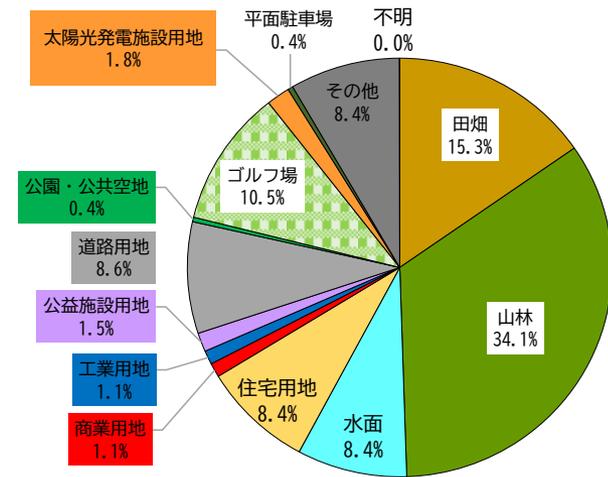
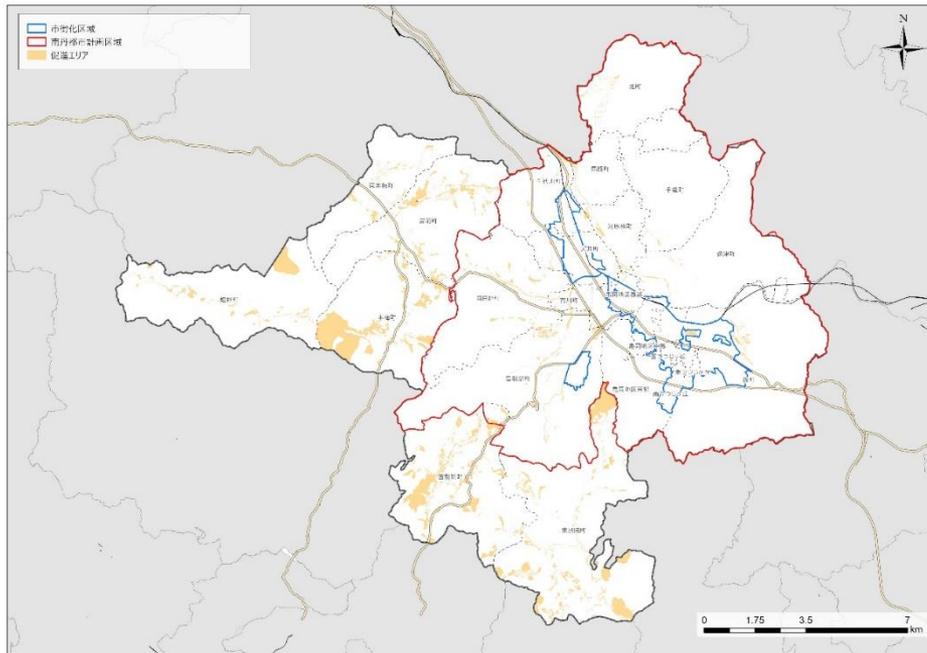
- 景観形成地区（都市景観形成地区、城下町地区）
- 京都府景観資産登録地区
- 国・府指定文化財、埋蔵文化財包蔵地
- 文化財環境保全地区
- 砂防指定地
- 洪水浸水想定最大規模

社会的調整が必要な事項に関する情報

- 用途地域（工業地域・準工業地域）
- 農用地・農業振興地域
- 地域森林計画対象民有林
- 大規模盛土造成地
- 形質変更時届出区域

2.3 地上設置型太陽光のゾーニング結果 ～促進エリア～

- 保全エリア、調整エリアを除いた白地のエリアを促進エリアとしました。
- 促進エリアは、環境保全や災害リスク、法令等の制約の観点からは再エネ導入にあたっての課題が小さいと考えられるエリアですが、事業実施にあたっては土地所有者との調整が必要です。



促進エリアの土地利用

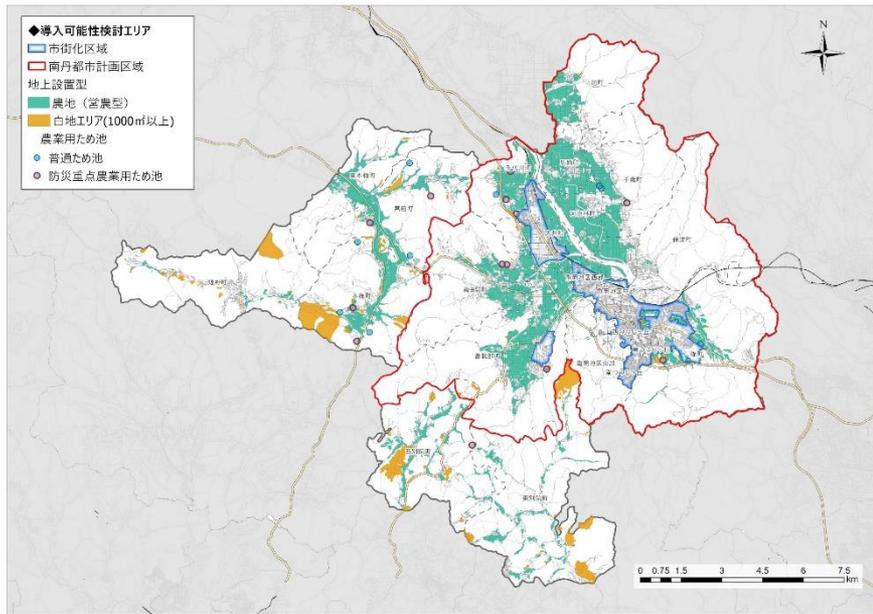
注意点

促進エリアは、温対法における「促進区域」とは異なります。



2.3 地上設置型太陽光のゾーニング結果 ～導入可能性検討エリア～

- 調整エリア及び促進エリアのうち、事業性に係る情報を加味し、適切な環境配慮を確保しつつ事業化につながる可能性があるエリアを導入可能性検討エリアとしました。
- 地上設置型の導入可能性検討エリアは、**促進エリア**、**農業用ため池**、**農地**としました。



促進エリア



【条件】

- 0.1 ha以上の面積をもつ連続した土地とする。

【選定理由】

- 法令等による制約が少なく、環境への影響が比較的小さい。
- 大規模発電施設の導入が期待できる。

農業用ため池



【条件】

- 満水面積0.5ha以上のため池とする。
- 保全エリアは除外する。
- 発電設備は水上設置型のみとする。

【選定理由】

- 発電効率が高く市内全域で高い太陽光発電ポテンシャルを有する。
- 農業用ため池の機能を維持しながら、発電が可能である。
- 農業用ため池の有効活用や維持管理の支援に有効と判断される。

注意点

- ✓ 導入可能性検討エリアは市の再エネ導入に向けた方針を示したものであり、事業実施における優遇措置や事業の採算性を確約するものではありません。
- ✓ 土地の利用状況等に応じて地域との合意形成に留意する必要があります。

農地(営農型)



【条件】

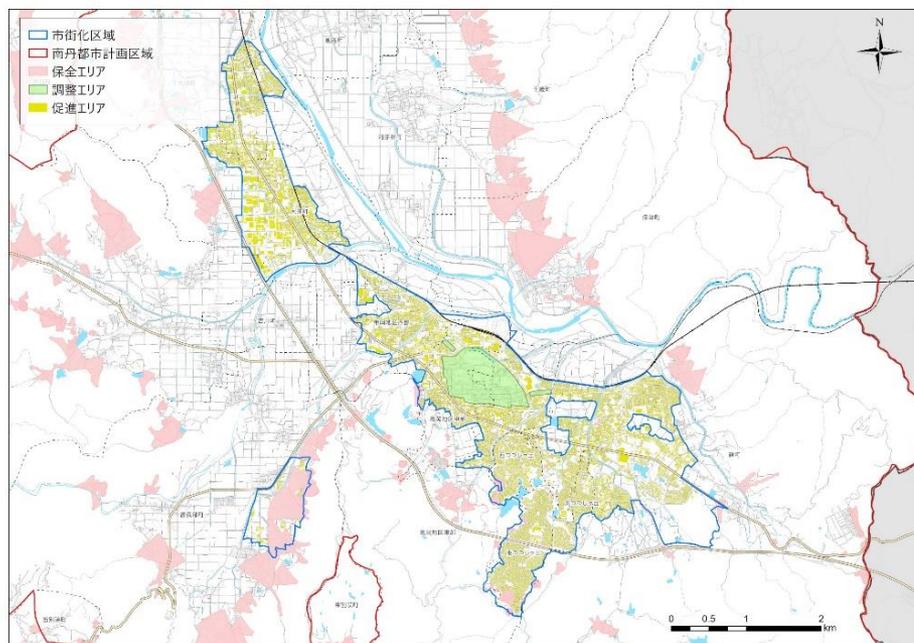
- 保全エリアは除外する。
- 発電設備は営農型のみとする。

【選定理由】

- 市内全域で高い太陽光発電ポテンシャルを有する。
- 農地の一時転用による導入が可能であり、事業実現性が高い。
- 農地の継続的な活用に有効と考えられる。

2.4 屋根置き型太陽光のゾーニング結果 ～ゾーニング結果～

- 屋根置き型のゾーニングは、発電ポテンシャルを考慮し、市街化区域を対象として行いました。
- 保全エリアは、災害リスクが特に懸念されるエリアとしました。
- 調整エリアは、景観への影響が懸念されるエリアとしました。
- 促進エリアは、保全エリア、調整エリアを除く建物屋根としました。



注意点

促進エリアは、温対法における「促進区域」とは異なります。

保全エリアとした情報

- 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域
- 急傾斜地崩壊危険区域

調整エリアとした情報

- 亀岡市景観形成地区の一般地区(城下町地区)

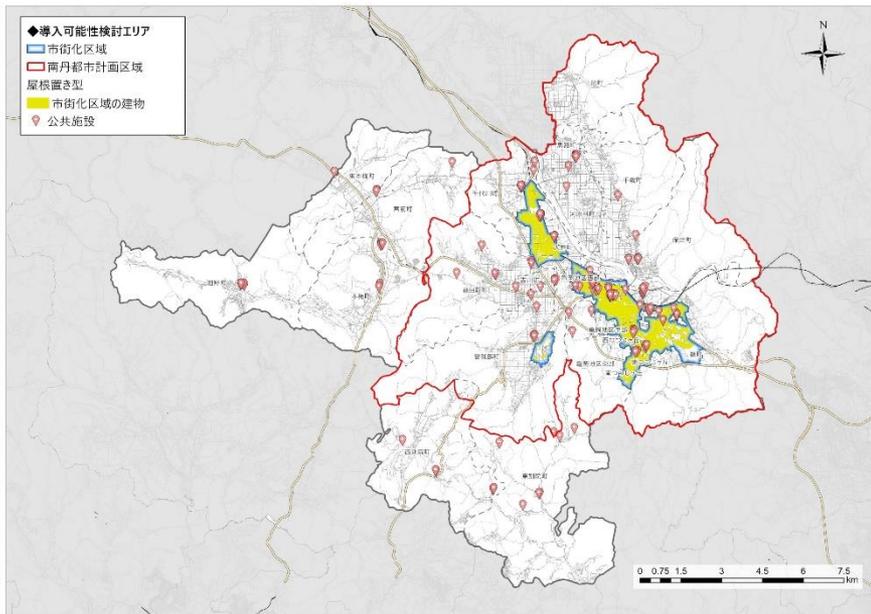
促進エリアとした情報

- 保全エリア、調整エリアを除く建物屋根

2.4 屋根置き型太陽光のゾーニング結果 ～導入可能性検討エリア～

適切な環境配慮を確保しつつ事業化につながる可能性があるエリアとして、

- ①調整エリア及び促進エリア内に位置する**市街化区域の建物屋根**、
- ②制約が少なく、市の方針により発電設備の導入が可能な**市内全域の公共施設**を導入可能性検討エリアとしました。



注意点

- ✓ 導入可能性検討エリアは市の再エネ導入に向けた方針を示したものであり、事業実施における優遇措置や事業の採算性を確約するものではありません。
- ✓ 建物の利用状況等に応じて地域との合意形成に留意する必要があります。

市街化区域の建物屋根



【条件】

- 景観への影響や安全性を考慮し、保全エリアは除外する。

【選定理由】

- 太陽光発電の導入が可能な建物数が多く、高い太陽光発電ポテンシャルを有する。
- 導入にあたっての制約が少なく、事業実現性が高い。

市内全域の公共施設



【条件】

- 廃止予定の施設や小規模な施設は除く。

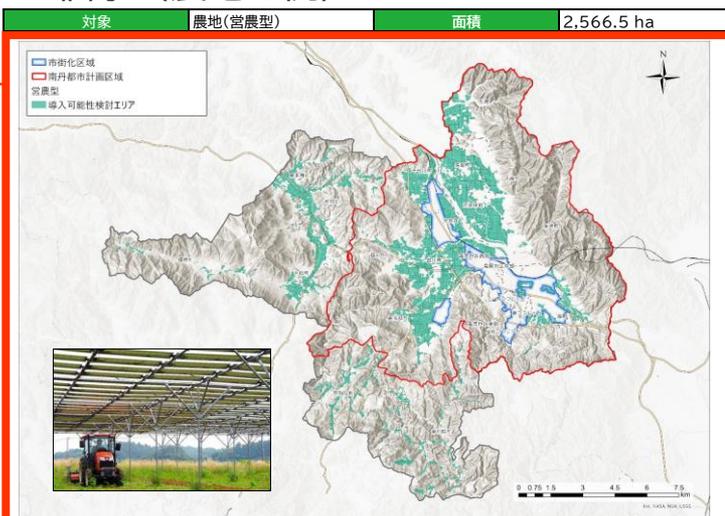
【選定理由】

- 公共施設の維持管理や地域のレジリエンス強化に有効である。
- 導入にあたっての制約が少なく、事業実現性が高い。
- 京都府条例により、特定建築物、準特定建築物の改修時には再エネ設備導入が義務化されている

2.5 個票

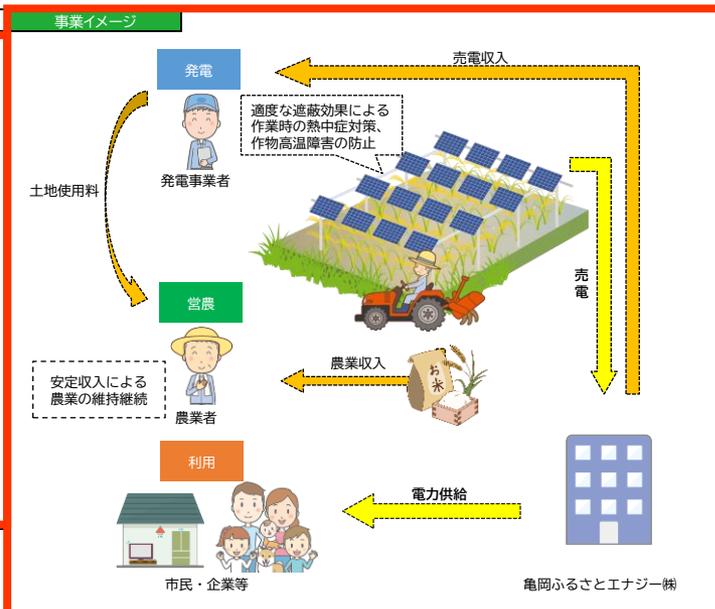
- 5つの導入可能性検討エリアについて、それぞれ選定理由や事業イメージ、留意事項等を整理した個票を作成しています。
- 京都府統合型GISで導入可能性検討エリアを選択した場合、リンクから閲覧することが可能です。

■ 個票（農地の例）



導入可能性検討エリアの範囲をご確認いただけます

<p>エリア概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・桂川周辺に広がる平地部、西部および南部の山間地に分布する農地。 ・当該エリアは次の2つの機能を有しており、『亀岡市カーボンニュートラルエリア』として設定する。 ①再エネ導入可能性検討エリア：営農型太陽光発電を通じ、再生可能エネルギーの導入を図るエリア ②カーボン排出抑制エリア：J-クレジット創出を通じ、温室効果ガス排出量の抑制と収益化を図るエリア
<p>条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境への影響や安全性に配慮し、保全エリアは除外する。 ・設置を想定する発電設備は営農型太陽光発電とし、地上設置型は対象外とする。
<p>選定理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内全体で高い太陽光発電ポテンシャルを有する。 ・営農型太陽光発電は農地の一時転用による導入が可能であり、事業実現性が高い。 ・農地の継続的な活用に有効と考えられる。 ・「水稲栽培の中干し延長」と「バイオ炭(竹炭等)の活用による炭素固定」の手法でJ-クレジット創出が進められている。



事業イメージの参考にご活用ください

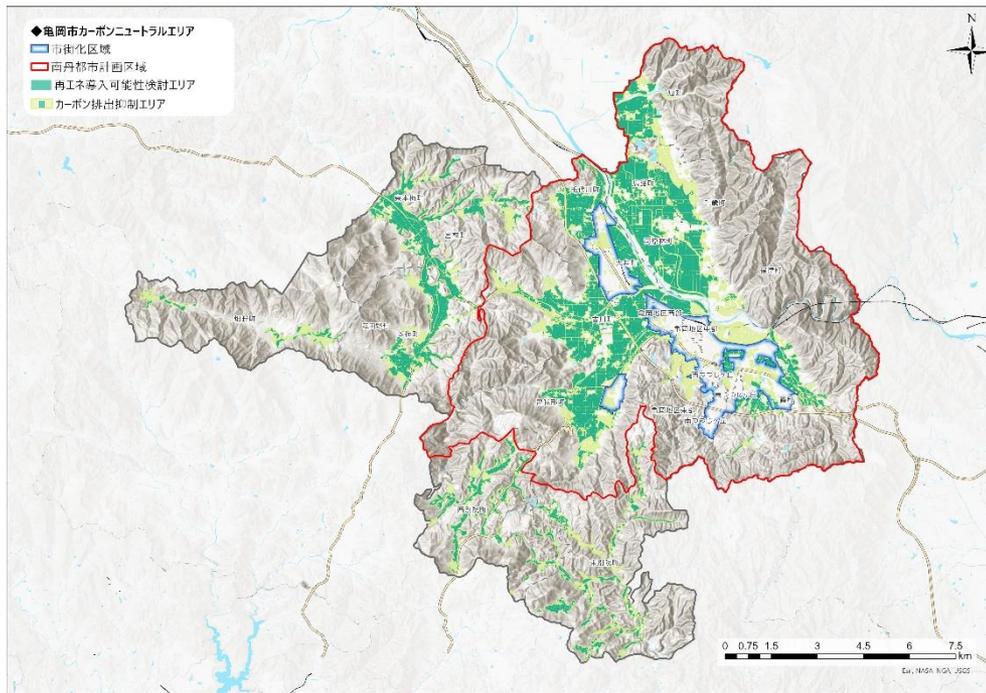
<p>発電ポテンシャル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地への太陽光発電設置に伴う年間発電量は54.5万MWh/年と試算される。 (設置可能面積算定係数:0.425、設置密度:0.40MW/ha、地域別発電係数:1,248MWh/(MW・年))
--

<p>その他留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画段階から事業完了後の処分に至るまで、「亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例」や「環境影響評価法」等の各種法令を遵守すること。 ・「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」(令和2(2020)年3月、環境省)で示される太陽光発電施設の設置にあたって留意すべき事項8項目のうち、特に騒音、反射光、景観への影響に留意し、周辺環境に配慮すること。 ・「亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例」(平成31(2019)年3月26日、条例第12号)示される業務計画として定めるべき事項に留意し、防災・安全に配慮すること。 ・「営農型太陽光発電取組支援ガイドブック 2024年度版」(令和6(2024)年、農林水産省)に示される事項に留意し、既存の土地利用との調整を図ること。 ・農地法に基づく農地の一時転用手続きが必要である。
--

事業実施にあたっての留意事項を記載しています

2.6 亀岡市カーボンニュートラルエリア

- 水稻栽培の中干し延長や、バイオ炭活用によるJクレジット創出を推進するエリアとして、市内の農地全域を「**カーボン排出抑制エリア**」として設定しました。
- 脱炭素に向け、農地を地域資源として最大限活用すべく、再エネ導入可能性検討エリアとした農地と、カーボン排出抑制エリアを合わせて、「**亀岡市カーボンニュートラルエリア**」としました。



亀岡市カーボンニュートラルエリア

1. 再エネ導入可能性検討エリア

営農型(ソーラーシェアリング)の導入による温室効果ガスの排出削減

『農業経営』+『太陽光発電』



2. カーボン排出抑制エリア

① 水稻栽培の中干し延長によるJクレジット創出

② バイオ炭(竹炭等)活用による炭素固定、Jクレジット創出

『農業経営』+『温室効果ガスの排出抑制
(カーボンオフセット)』

環境と経済の循環

発電事業者や
クレジットを購入する企業

エネルギーの地産地消
環境活動への貢献

売電やJクレジット
による収益

農産物の地産地消



03

太陽光発電施設の設置・管理にあたっての配慮事項



3.1 関連する法令等

- 太陽光発電の導入にあたり、計画段階から事業完了後の処分に至る段階で、関係する各種法令等について以下に示します。
- 詳細は、各法令等の内容を確認するとともに、相談窓口を通じて関係機関へご相談ください。

■関係法令等一覧（その1）

名称	対象・内容等	問合せ先
環境影響評価法	太陽光発電所のうち出力4万kW以上、火力（バイオマス発電含）発電所のうち出力15万kW以上の施設について、環境影響評価の実施（太陽光発電所の出力3万～4万kW、火力発電所の11.25万～15万kWについては個別に判断）	環境省大臣官房環境影響評価課 03-5521-8236
自然公園法	自然公園区域内における開発行為、利用等の規制	京都府総合政策環境部自然環境保全課 075-414-4706
宅地造成及び特定盛土等規制法	・ 盛土等の開発行為の規制 ・ 盛土等の安全性の確保、責任の明確化	京都府建設交通部建築指導課 075-414-5347
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物が地中にある土地の形質変更	京都府南丹保健所環境衛生課（環境係） 0771-62-4755
土壌汚染対策法	3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合（ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている土地の場合は900㎡以上）	京都府南丹保健所環境衛生課（環境係） 0771-62-4755
国土利用計画法	一定面積以上の土地の取引 （市街化区域2,000㎡以上、市街化調整区域5,000㎡以上、都市計画区域外の区域10,000㎡以上）	京都府南丹広域振興局地域連携・振興部企画・連携推進課 0771-24-8430

3.1 関連する法令等

■関係法令等一覧（その2）

名称	対象・内容等	問合せ先
河川法	<ul style="list-style-type: none"> 河川保全区域内における土地の掘さく、盛土、切土、その他土地の形状を変更する行為 河川保全区域内における工作物の新築、改築 	京都府南丹土木事務所施設保全課 0771-62-0320
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域内における下記の該当条項に規定する制限行為	京都府南丹土木事務所施設保全課 0771-62-0320
砂防法	砂防指定地における該当条項に規定する制限行為	京都府南丹土木事務所施設保全課 0771-62-0320
地すべり等防止法	地すべり防止区域における該当条項に規定する制限行為	京都府南丹土木事務所施設保全課 0771-62-0320
景観法	景観計画区域内における建築物若しくは工作物の新築等又は一定規模以上の開発行為	亀岡市まちづくり推進部都市計画課（景観係） 0771-25-5046
都市計画法	都市計画区域における開発行為（建築物の建築又は特定工作物の建設を目的とする土地の区画形質の変更）	亀岡市まちづくり推進部都市計画課（開発許可係） 0771-25-5047
建築基準法	土地に自立して設置する太陽光発電設備、建築物の屋上に設置される太陽光発電設備等の建築設備を設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> 建築物に該当しないもの： メンテナンスを除いて架台下の空間に人が入らず、かつ、架台下の空間を屋内的用途に供さないもの 工作物に該当しないもの： 電気事業法等他法令により十分な安全性が確保されるもの 	京都府南丹土木事務所建築住宅課 0771-62-0364

3.1 関連する法令等

■関係法令等一覧（その3）

名称	対象・内容等	問合せ先
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	水面の埋立・干拓、立木竹の伐採、工作物の設置立木竹以外の植物の採取・損傷、落葉落枝の採取、動物の捕獲・殺傷、動物の卵の採取・損傷（農林漁業を営むために行うものを除く）等	京都府南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課 0771-22-0426
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域における開発、農用地区域の変更	亀岡市産業観光部農林振興課 0771-25-5036
農地法	農地を転用（農地以外のものにする）する場合又は農地を転用するため権利の移転等を行う場合	亀岡市農業委員会 0771-25-5059
森林法（京都府豊かな緑を守る条例含む）	地域森林計画の対象民有林（保安林以外）の開発行為	京都府南丹広域振興局農林商工部（亀岡総合庁舎） 0771-22-1017 亀岡市産業観光部農林振興課 0771-25-5094
文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地内で民間企業・個人等が土木工事・建築工事等を行う場合	亀岡市生涯学習部文化芸術課 0771-25-9655
京都府環境影響評価条例	火力（バイオマス発電含）発電所のうち出力22,500kW以上の施設について、環境影響評価の実施（出力16,500kW以上22,500kW未満については個別に判断）	京都府総合政策環境部環境管理課 075-414-4715
災害からの安全な京都づくり条例	府管理河川の流域で行う1ha以上の開発行為に伴う調整池の設置、適正管理を実施すること等を義務付け	京都府危機管理部災害対策課 075-414-4475
京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	3,000㎡以上の土地の埋立て等	京都府南丹保健所環境衛生課（環境係） 0771-62-4755



3.1 関連する法令等

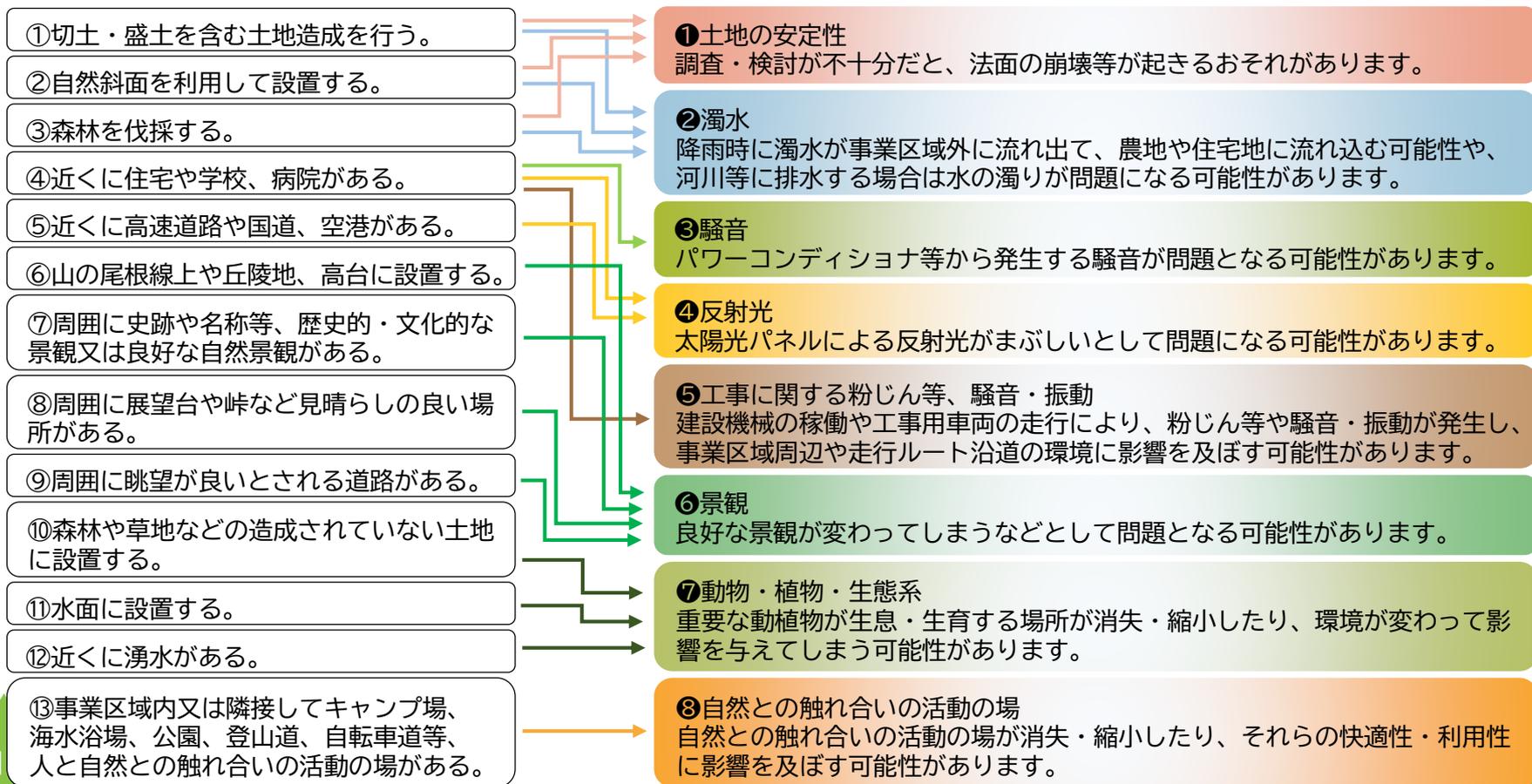
■関係法令等一覧（その4）

名称	対象・内容等	問合せ先
亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、たい積行為及び切土の規制に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> 事業区域の面積が500㎡以上3,000㎡未満の事業（500㎡未満の土地における事業であっても、その事業区域に隣接し、又は近接する土地において、当該事業を施工する日前1年以内に事業が施工され、若しくは施工中の場合においては、当該事業の事業区域と既に施工され、若しくは施工中の事業の事業区域との面積を合算して500㎡以上となるものを含む。） 切土事業については、事業区域の面積が500㎡以上の事業 	亀岡市環境先進都市推進部環境政策課（環境保全係） 0771-25-5024
亀岡市景観条例（亀岡市景観計画）	自らの事業活動が景観に及ぼす影響について配慮し、良好な景観の形成に努める	亀岡市まちづくり推進部都市計画課（景観係） 0771-25-5046
亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> 災害の防止、自然環境・景観保護等の観点から事業禁止区域を設定 事業禁止区域外における太陽光発電設備の設置（建築物の屋根又は屋上に設置するものを除く）で、一定以上の規模のもの、設置場所の傾斜や高低差が大きいものについて、事前協議と許可を受けることを義務化 周辺住民などへの事前周知及び地元団体等からの意見聴取を義務化 災害の防止、自然環境等の保全のため、発電設備及び事業区域の保全を義務化 廃止並びに廃止後の適正な跡地利用について、事業廃止の届出を義務化 施設への立入調査や勧告、命令に従わない事業者の氏名公表 	亀岡市環境先進都市推進部環境政策課（環境保全係） 0771-25-5024

3.2 環境への配慮事項

- 太陽光発電の導入にあたっては、周辺地域で生活する人々の生活環境や景観、動植物の生息環境等の周辺環境への配慮が求められます。
- 設備の種類や設置箇所を踏まえ、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」（令和2（2020）年3月、環境省）に示される以下の8項目に配慮してください。

■太陽光発電に係る環境配慮における検討項目



3.2 環境への配慮事項

- 留意すべき8項目の中でも、特に留意が必要な項目について以下に配慮事項を示します。

■周辺環境への配慮事項（その1）

項目	配慮事項	備考
濁水・土砂流出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 降雨時に事業区域外へ濁水が流出することのないよう、適切な排水計画を採用する（「地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン 2019年版」、「太陽光発電事業の評価ガイド」、「宅地防災マニュアル」等を参照）。また、施設規模等によっては関係法令等に基づき調整池の設置が必要となる場合がある。調整池は、降雨時の水量調整だけでなく、沈砂機能を付加することにより事業区域外への濁水の流出防止にも効果が期待される。 ・ 洗掘や雨裂による土砂流出・濁水の発生を防止するため、法面保護工を行うなど、土砂流出・濁水発生防止策を講ずる。 ・ 工事中の降雨等による濁水の発生を低減するため、地域の気象、地形、地質等を考慮し、適切に工事を行う。 ・ 排水先の下流で利水が行われている際には、施工に際して、仮設沈砂池や濁水処理施設等（簡易的なフィルター等を含む）を設置する等の配慮が求められる。 	<p>以下に該当する場合、特に配慮が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 切土を施工する場合 ・ 盛土を施工する場合 ・ 自然斜面に設置する場合 ・ 森林を伐採する場合（平地を含む） ・ 排水先の下流に、漁業権が設定されていたり、飲用水や農業用水等としての利水が行われている場合
騒音	<ul style="list-style-type: none"> ・ パワーコンディショナ等の設置場所を、保全対象となる住宅等からできる限り離す。 ・ パワーコンディショナ等をコンテナ等に収納したり、囲いを設けるなど、住宅等との境界部に防音効果のある壁を設置する。 ・ 騒音の影響が比較的小さい機器を選定する。 	<p>太陽光発電施設における騒音源としては、パワーコンディショナ、パワーコンディショナの熱負荷を減らすための空調機器が挙げられるため、これらの配置に留意する必要がある。</p>

3.2 環境への配慮事項

■周辺環境への配慮事項（その2）

項目	配慮事項	備考
反射光	<ul style="list-style-type: none">反射光の原因となるアレイの向きを調整、可能な場合は配置を調整などを行う。反射光を散乱させることにより一箇所への反射を抑制するようガラス面を加工した防眩仕様のパネルを採用する。反射光による影響が懸念される住宅等との境界にフェンスを設置、植栽を施す等により、反射光を遮断する。	<p>見通せる範囲に、住宅等の「まぶしさ」を懸念する建物等が存在し、下記の条件に該当する際には留意が必要</p> <ul style="list-style-type: none">設置場所の北側に高い建物がある斜面地へのパネル設置で、南側に近接して住宅等がある東側又は西側が大きく拓けている土地に太陽光発電施設を設置する
景観	<ul style="list-style-type: none">周辺景観との調和に配慮して、アレイの高さの抑制、配置を行う。太陽光発電施設が眺望の良い場所に隣接する場合や道路等に面している場合には、敷地境界から可能な限り距離を確保して配置する。また、太陽光発電施設が直接見えないようにするため、植栽を配置する。また、周辺に森林がある場合は、森林を出来るだけ残す。周辺の景観に調和させるため、太陽光パネルや付帯設備等の色彩に配慮する。周辺に既存の太陽光発電施設が存在する場合には、既存施設と新設設備を同系色にする。屋根上へ太陽光発電施設の設置に際しても、屋根の色調との調和に配慮する必要がある。	<p>市内全域が景観計画区域に指定され、建築物に関する景観形成基準として、「屋根上でソーラーパネルを使用する場合は、屋根の色彩と調和したものとす。」とされている。したがって、太陽光発電施設の屋根上への設置に際しては、屋根の色調との調和に配慮する必要がある。</p>

3.2 環境への配慮事項

■周辺環境への配慮事項（その3）

項目	配慮事項	備考
動植物 ・生態系	<ul style="list-style-type: none">事業区域内に重要な動植物の生息・生育地がある場合は、その改変を避ける又は改変面積をできる限り小さくする。事業区域内又は周辺に重要な動植物の生息・生育地がある場合は、それらの場所への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し踏み荒らしたりしないようにする。植栽に用いる樹木等は、その地域の在来種とするよう配慮する。重要な動物の繁殖期など特に配慮が必要な時期においては、影響を及ぼさないように、工事の時期を調整する（大きな騒音が生じる工事の回避等）。	<p>以下に該当する場合、特に配慮が必要となるため、周辺環境や事業概要を確認し、必要に応じて対策を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none">事業区域が森林や草地などの造成されていない土地や水面、近くに湧水があるような場所自治体や動植物の専門家から、事業区域やその周辺における重要な動植物の生息・生育地に関する情報提供があった場合

3.3 防災・安全面への配慮

- 「亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例」（平成31（2019）年3月26日、条例第12号）では、「特定事業者は、災害の防止又は自然環境等の保全における支障が生じないように、特定事業により設置された太陽光発電設備及び事業区域を常時安全かつ良好な状態に維持しなければならない。」とされており、安全性に対して十分な配慮が求められています。
- また、本条例では「特定事業を実施しようとする者は、あらかじめ特定事業に係る規則で定める事業計画（次頁参照）を定め、市長の許可を受けなければならない。」とされており、防災面・安全管理面を中心とした事項を事前協議により確認することとされており、事業実施に際して最も留意すべき事項とされています。
- 特定事業の事業計画にあたって必要な書類及び定めるべき事項について、次項以降に示します。

注）条例により、「特定事業」は次のいずれかに該当するものとされている。

- a. 事業の用に供する土地の区域（以下「事業区域」という。）の面積が500㎡以上のもの（500㎡未満の土地における事業であっても、その事業区域に隣接し、又は近接する土地において、当該事業を実施する日前に事業が実施され、若しくは施工中の場合においては、当該事業の事業区域と既に実施され、若しくは施工中の事業の事業区域との面積を合算して500㎡以上となるものを含む。）
- b. 事業区域内における高低差が13m以上のもの
- c. 事業区域内の傾斜度が25度以上のもの

3.3 防災・安全面への配慮

■特定事業の事業計画として定めるべき事項（その1）

書類の種類	明示すべき事項
事業計画書	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）、現場管理者の氏名及び住所、設置工事の着手予定日及び完了予定日、事業区域（事業区域を複数の工区に分けたときは、事業区域及び工区）の所在地及び面積、設置工事の設計、防災上の措置に関する計画、良好な自然環境等の保全に関する計画、設置工事の施工に伴う騒音及び振動の防止又は抑制に関する計画、資材、廃材等の管理に関する計画、既存の道水路等の管理に関する計画、太陽光発電設備の設置の場所、出力、管理の方法その他太陽光発電設備に関する事項、特定事業の施行に当たって要する他の法令及び条例による許可、認可等に関する事項並びに特定契約を締結する場合にあっては、その締結の時期
位置図	方位、縮尺及び事業区域
設計説明書	造成・排水・設置方法等に関する基本方針、事業区域内の土地の現況及び土地利用計画
公共施設一覧表	公共施設の種類、概要及び管理者
公図の写し	法定外道路及び普通河川等
区域内権利者一覧表	物件の種類、所在地及び地番、権利の種類、権利者の氏名又は名称並びに同意の有無
隣接土地所有者一覧表	所在地及び地番並びに権利者の氏名又は名称
安定計算書	土質試験その他の調査又は試験に基づく安定計算
水理計算書	区域内雨水排水に係る計算
構造計算書	擁壁並びに太陽電池モジュールのフレーム及び太陽電池アレイを支持する架台の概要、構造計画、応力算定及び断面算定
現況写真	事業区域の全景、各方角からのもの等

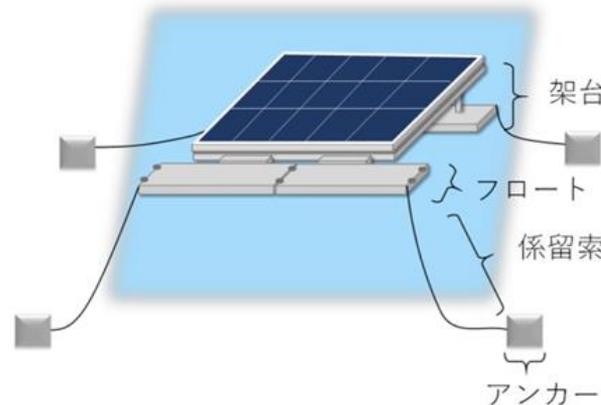
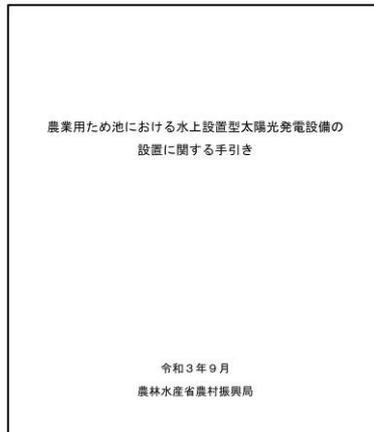
3.3 防災・安全面への配慮

■特定事業の事業計画として定めるべき事項（その2）

書類の種類	明示すべき事項
現況平面図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、事業区域の境界、現況道路名、河川名、排水構造物、等高線、現況高、事業区域内の土地の地番及び地目並びに所有者、隣接する土地の地番及び所有者、官民境界確定日及び番号並びに法定外道路及び普通河川等
土地利用計画図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、事業区域の境界、現況道路名、河川名並びに土地利用計画表
造成計画平面図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、事業区域の境界、現況道路名、河川名、法面、構造物、切盛土、法面勾配、法面保護工並びに事業に関わる法令等の名称
造成計画断面図	縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、事業区域の境界、切盛土、構造物寸法並びに排水方向
雨水排水計画平面図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、事業区域の境界、現況道路名、河川名、排水構造物、排水方向並びに流末流量
構造図	縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、規格値、強度、擁壁断面図、擁壁展開図、設計条件並びに留意事項
用途廃止後における措置に関する確約	用途廃止後の跡地利用に対する確約書を添付

3.4 水上設置型太陽光発電にあたっての留意事項

- 農業用ため池において水上設置型太陽光発電を始める場合には、「農業用ため池における水上設置型太陽光発電設備の設置に関する手引き」（令和3（2021）年9月、農林水産省農村振興局）に基づき、農業用水等の利水のための管理や日常管理等に支障がないように設置するよう留意する必要があります。



水上設置型太陽光発電とは？

- 水上設置型太陽光発電（ため池ソーラー）とは、農業用ため池や貯水池などの水面に太陽光設備を浮かべて発電を行う設備のことです。
- 水上は障害物が少なく、また池の冷却効果から通常の太陽光発電と比較し発電効率が高い傾向がある、等の特徴があります。

3.4 水上設置型太陽光発電にあたっての留意事項

- 農業用ため池に水上設置型太陽光発電施設の設置を検討する際の留意点は以下のとおりです。

■ 農業用ため池における事業実施の留意事項

項目	留意事項
農業用ため池の利水や維持管理面への配慮	水上設置型太陽光発電設備は、ため池における農業用水等の利水のための管理や日常管理等に支障がないように設置すること。
農業用ため池の構造の安定性及び機能の確保	堤体、洪水吐き、取水設備等のため池を構成する設備の構造の安定性や機能が低下することがないよう、水上設置型太陽光発電設備を適切に設置すること。
防災・減災機能の確保 (洪水調節機能等)	水上設置型太陽光発電設備は、ため池の防災・減災機能に影響を及ぼすことのないように設置すること。
農業用ため池の多面的機能の確保 (生態系保全、景観、文化)	水上設置型太陽光発電設備の設置により、ため池の有する多面的機能が失われないようにすること。
事故防止及び事故発生時等の対応	水上設置型太陽光発電設備が破損しないよう適切に設置すること。また、太陽光発電設備が放置され、ため池の適切な管理及び保全に影響を及ぼすことがないよう、ため池所有者等と発電設備設置者の間で水上設置型太陽光発電設備の保守管理及び廃止・撤去方法等について確認しておくこと。
水上設置型太陽光発電設備の施工時の影響対策	水上設置型太陽光発電施設の設置工事により、農業用水の利水や周辺環境に影響を及ぼさないよう確認すること。
地域への説明と環境対策の実施	水上設置型太陽光発電施設を設置するに当たり、事前に地域住民に説明すること。また、周辺環境に配慮した対策を適切に実施すること。

3.5 営農型太陽光発電にあたっての留意事項

- 営農型太陽光発電を始めるためには、農業と太陽光発電それぞれに必要な手続きがあります。太陽光発電に関しては通常の太陽光発電施設と同様の手続きが必要です（概要は次頁参照）。
- 営農型太陽光発電に取り組む際には、長期安定的に発電事業を行う必要があるため、地域住民等の理解を得ながら事業を進めることが必要不可欠です。地域住民等のニーズを踏まえ、必要に応じて説明会の開催等を通じて、適切にコミュニケーションを図る必要があります。
- 営農型太陽光発電を行うためには、農地法に基づく一時転用の許可が必要となります（詳細はゾーニング報告書参照）。



営農型太陽光発電とは？

- 営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）とは、農地を活用し営農を行いながらその上部空間で太陽光発電を行う設備のことです。
- 水稲や大豆、ブルーベリーなど、様々な作物を栽培することができ、電力問題だけでなく、国内の農業が抱える高齢化や後継者不足などの問題への解決策としても期待されています。

3.5 営農型太陽光発電にあたっての留意事項

- 営農型太陽光発電の導入に係る取組のフローは以下に示すとおりです。

■ 営農型太陽光発電の取組フロー

	ポイント	農業に関する手続		発電に関する手続	
		営農者	農地転用許可権者	経済産業省 電力会社	発電設備施工業者
初期検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営農型太陽光発電を理解する ・ 営農、発電を相談できる者を探す ・ 電力系統に接続できるか確認する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ チェックリスト等を活用 ・ 営農継続の体制づくり ・ 周囲の理解を得る ・ 栽培品目の検討 ・ 知見者へ相談 相談窓口の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地の一時転用（農業委員会等） ・ 農業法に基づく一時転用許可が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力会社へ事前相談 ・ 電力系統に接続できるかまず電力会社に相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信頼できる業者探し
<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;"> 営農と発電それぞれの経営計画をしっかりと検討しましょう </div>					
計画策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営農計画の策定 ・ 土地の利用状況や測量等現地調査にシステムの設計、見積取得 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状確認、設備下での営農計画策定 ・ 意見書の添付 ・ 資金調達の見積を立てる 			
各種申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力会社への接続契約申込 ・ FIT事業計画認定申請 ・ 農地一時転用申請 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地の一時転用申請（農業委員会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経産省へ事業計画認定申請 ・ 接続契約等の申込 ・ 電力会社に正式な接続の可否と概算費用の算定を依頼 	
工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力会社へ接続のための工事費負担金支払 ・ 工事契約・工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地を確認、排水や高低差等必要な営農環境を工事会社と共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地の一時転用許可（農地転用許可権者） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画認定通知 ・ 工事費負担金の支払い ・ 買取価格の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺農地に影響がないことを確認 ・ 工事契約・工事実施
事業開始	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地の開始、継続 ・ 電力供給開始 ・ 農地転用許可権者への年次報告 ・ 関係者同士の定期的なコミュニケーション 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営農開始、継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地転用許可権者へ年次報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力供給開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事完了 ・ 太陽光発電設備のメンテナンス
<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;"> 継続に当たっては、関係者同士で定期的にコミュニケーションを取りましょう </div>					

04 参考情報



4.1 参考にすべきガイドライン等

- 太陽光発電の導入にあたり、参考にすべきガイドライン等について以下に示します。
- 詳細は各ガイドラインの内容を確認するとともに、相談窓口を通じて関係機関へご相談ください。

■参考にすべき主なガイドライン等（その1）

分野	名称	発行年	発行元
全般的内容	事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）	令和4(2022)年	資源エネルギー庁
	再生可能エネルギー設備（太陽光発電）の設置・運用・メンテ・廃棄に係るガイドライン	令和2(2020)年	京都府・エコリンクス(株)
	太陽光発電事業の実施に係る関係法令等の手引き	令和3(2021)年	京都府
	太陽光発電事業の評価ガイド	令和6(2024)年	太陽光発電事業の評価ガイド策定委員会
	再生可能エネルギー事業支援ガイドブック	令和6(2024)年	資源エネルギー庁
環境	太陽光発電の環境配慮ガイドライン	令和2(2020)年	環境省
	環境影響評価支援ネットワーク（環境省ホームページ）	—	環境省大臣官房環境影響評価課
	発電所に係る環境影響評価（経済産業省ホームページ）	—	経済産業省

4.1 参考にすべきガイドライン等

■参考にすべき主なガイドライン等（その2）

分野	名称	発行年	発行元
設計・施工	太陽光発電フィールドテスト事業に関するガイドライン基礎編	平成26(2014)年	資源エネルギー庁
	10kW以上の一般用電気工作物太陽光発電システムの基礎・架台の設計・施工のチェックリストと留意点	平成27(2015)年	(一社)太陽光発電協会
	地上設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン	令和6(2024)年	国立研究開発法人産業技術総合研究所(NEDO)他
	太陽光発電システムの不具合事例とその対処例	令和2(2020)年	(一社)太陽光発電協会
	太陽光発電設備に係る防火安全対策の指導基準	平成26(2014)年	東京消防庁
	太陽光発電システムの反射光トラブル防止について	平成22(2010)年	(一社)太陽光発電協会
保守点検・維持管理	太陽光発電システム保守点検ガイドライン	平成31(2019)年	(一社)日本電機工業会 (一社)太陽光発電協会
	公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル	令和2(2020)年	環境省
撤去・処分	太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン	令和6(2024)年	環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室
	太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度について	令和3(2021)年	資源エネルギー庁

4.1 参考にすべきガイドライン等

■参考にすべき主なガイドライン等（その3）

分野	名称	発行年	発行元
災害対応	太陽光発電が水害によって被害を受けた場合の対処について	平成30(2018)年	(一社)太陽光発電協会
	震災によって被害を受けた場合の太陽光発電システム取り扱い上の留意点（(一社)太陽光発電境界ホームページ）	—	(一社)太陽光発電協会
営農型太陽光発電	2024年度版 営農型太陽光発電取組支援ガイドブック	令和6(2024)年	農林水産省
	営農型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2023年版	令和5(2023)年	国立研究開発法人産業技術総合研究所（NEDO）他
水上設置型太陽光発電	農業用ため池における水上設置型太陽光発電設備の設置に関する手引き	令和3(2021)年	農林水産省農村振興局
	水上設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2023年版	令和5(2023)年	国立研究開発法人産業技術総合研究所（NEDO）他

4.2 収集したデータ一覧

- ゾーニングマップの作成にあたり、以下のデータを収集しました。
- 最新の情報や詳細な敷地境界等については、出典元の機関にお問い合わせください。

■収集したデータ一覧（その1）

分類	No	データ内容	出典・根拠資料等	エリア区分		
				屋根置き	地上設置	
自然的状況	【A】 生活環境に関する情報	【A1】 建築物等	A1-1 学校、病院、福祉施設等の保全対象となる施設の位置	国土数値情報（国土交通省HP）	-	-
		A1-2 建物（住居等）等の保全対象となる位置	基盤地図情報（国土地理院HP）	-	-	
		A1-3 取水施設の状況	「センシティビティマップ」（EADAS）	-	-	
	【B】 自然環境の保全に関する事項	【B1】 重要な地形及び地質等	B1-1 重要な地形の範囲	「日本の地形レッドデータブック 第1集・第2集」（日本の地形レッドデータブック作成委員会） 「京都府地形・地質・自然現象レッドリスト」（京都府HP）	-	調整
			B1-2 日本の典型地形の範囲	「日本の典型地形」（国土地理院）	-	-
		【B2】 動物	B2-1 イヌワシ・クマタカの生息分布	「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成23（2011）年1月、環境省自然環境局野生生物課）	-	-
			B2-2 中大型哺乳類分布情報	自然環境保全基礎調査（環境省）	-	-
			B2-3 渡りをするタカ類集結地	「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成23（2011）年1月、環境省自然環境局野生生物課）	-	-
			B2-4 風力発電における鳥類のセンシティビティマップ（陸域版）	「センシティビティマップ」（EADAS）	-	-
			B2-5 ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地	「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成23（2011）年1月、環境省自然環境局野生生物課）	-	-
	B2-6 アユモドキの生息情報	「京都・亀岡保津川公園」整備計画	-	保全		
	B2-7 希少猛禽類の生息情報	「センシティビティマップ」（EADAS）	-	-		

注）「エリア区分」のうち「-」はデータの収集は行ったものの、エリア区分の設定は行わなかった参考情報になります。

4.2 収集したデータ一覧

■収集したデータ一覧（その2）

分類	No	データ内容	出典・根拠資料等	エリア区分		
				屋根置き	地上設置	
自然的状況	【B】 自然環境の保全に関する事項	【B3】 植物	B3-1 特定植物群落	自然環境保全基礎調査（環境省）	-	調整
			B3-2 巨樹・巨木林	自然環境保全基礎調査（環境省）	-	調整
			B3-3 植生自然度9、10の植生範囲	自然環境保全基礎調査（環境省）	-	調整
			B3-4 植生図	自然環境保全基礎調査（環境省）	-	-
	【B4】 生態系	B4-1 重要な湿地	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地 [重要湿地]」（平成28（2016）年4月、環境省） 自然環境保全基礎調査（環境省）	-	調整	
		B4-2 重要な里地里山	「生物多様性保全上重要な里地里山」（平成28（2011）年度、環境省）	-	-	
		B4-3 昆虫類の生物多様性保護のための重要地域	「昆虫類の生物多様性保護のための重要地域（第1集～第3集）」（日本昆虫学会自然保護委員会）	-	-	
	【C】 景観・人と自然との触れ合いの活動の場の情報	【C1】 景観	C1-1 自然景観資源	国土数値情報（国土交通省HP）	-	-
			C1-2 主要眺望点	国土数値情報（国土交通省HP）、亀岡市観光協会HP他	-	-
		【C2】 人と自然との触れ合いの活動の場	C2-1 観光資源	国土数値情報（国土交通省HP）、亀岡市観光協会HP他	-	-
			C2-2 野外レクリエーション施設	国土数値情報（国土交通省HP）、亀岡市観光協会HP他	-	-
			C2-3 長距離自然歩道その他自然歩道	長距離自然歩道（環境省HP）	-	調整
			D1 府立自然公園の特別地域（自然公園法）	京都府の自然公園（京都府HP）	-	保全
社会的状況	【D】 法令等により指定された地域の情報	【D1】 自然公園	京都府・市町村共同 統合型地図情報システム	-	保全	
		【D2】 京都府指定鳥獣保護区				

注）「エリア区分」のうち「-」はデータの収集は行ったものの、エリア区分の設定は行わなかった参考情報になります。

4.2 収集したデータ一覧

■収集したデータ一覧（その3）

分類		No	データ内容	出典・根拠資料等	エリア区分	
					屋根置き	地上設置
社会的状況	【D】 法令等により指定された地域の情報	【D3】 景観に係る指定状況等	D3-1 景観形成地区（亀岡市景観条例第8条） ・湯の花温泉景観形成地区 ・自然景観形成地区	亀岡市景観計画（亀岡市HP）	-	保全
			景観形成地区（亀岡市景観条例第8条） ・都市景観形成地区		-	調整
			景観形成地区（亀岡市景観条例第8条） ・一般地区（城下町地区）		調整	調整
		D3-2 景観計画区域（景観法）	亀岡市景観計画（亀岡市HP）	-	-	
		D3-3 京都府景観資産登録地区（京都府景観条例）	京都府景観資産登録地区一覧（京都府HP）	-	調整	
		【D4】 文化財	D4-1 国、府、市指定文化財、埋蔵文化財包蔵地（文化財保護法、京都府・亀岡市文化財保護条例）	指定文化財（名所・天然記念物）一覧（亀岡市HP）、統合型地図情報システム	-	調整
			D4-2 文化財環境保全地区（京都府文化財保護条例）	京都府HP等	-	調整
		【D5】 防災関連の指定状況等	D5-1 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）	南丹土木事務所保有資料等	保全	保全
			D5-2 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による被害の防止に関する法律）	南丹土木事務所での資料閲覧等	保全	保全
	D5-3 砂防指定地（砂防法）		南丹土木事務所での資料閲覧等	-	調整	
	D5-4 山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区）		京都府・市町村共同 統合型地図情報システム	-	-	
	D5-5 洪水浸水想定区域		亀岡市洪水ハザードマップ	-	調整	

注）「エリア区分」のうち「-」はデータの収集は行ったものの、エリア区分の設定は行わなかった参考情報になります。

4.2 収集したデータ一覧

■収集したデータ一覧（その4）

分類	No	データ内容	出典・根拠資料等	エリア区分		
				屋根置き	地上設置	
社会的状況	【E】 社会的調整が必要な事項に係る情報	【E1】 土地利用	E1-1 用途地域（都市計画法） ・住居地域 ・商業地域 ・近隣商業地域	亀岡市保有資料	-	保全
			E1-2 用途地域（都市計画法） ・工業地域 ・準工業地域	亀岡市保有資料	-	調整
			E1-3 都市計画公園（都市計画法）	亀岡市保有資料	-	保全
			E1-4 生産緑地地区（生産緑地法）	亀岡市HP、亀岡市保有資料等	-	保全
			E1-5 土地利用現況（令和元（2019）年度都市計画基礎調査）	亀岡市保有資料	-	-
			E1-6 建物用途別現況（令和元（2019）年度都市計画基礎調査）	亀岡市保有資料	-	-
			E1-7 農地（農業振興地域、農用地区域）	国土数値情報（国土交通省HP）、亀岡市保有資料	-	調整
			E1-8 保安林の範囲（森林法）	国土数値情報（国土交通省HP）	-	保全
			E1-9 地域森林計画対象民有林の範囲（森林法）	国土数値情報（国土交通省HP）	-	調整
			E1-10 河川区域（河川法）	南丹土木事務所での資料閲覧等	-	保全
			E1-11 盛土・切土（大規模盛土造成地）	京都府・市町村共同統合型地図情報システム、京都府オープンデータカタログサイト	-	調整
			E1-12 要措置区域及び形質変更時届出区域（土壌汚染対策法）	京都府HP	-	調整
			E1-13 既存集落まちづくり区域指定制度の範囲（都市計画法）	亀岡市保有資料	-	保全
	【E2】 地番図	E2 地番	亀岡市保有資料	-	-	

注）「エリア区分」のうち「-」はデータの収集は行ったものの、エリア区分の設定は行わなかった参考情報になります。

4.2 収集したデータ一覧

■収集したデータ一覧（その5）

分類		No	データ内容	出典・根拠資料等	エリア区分		
					屋根置き	地上設置	
社会的状況	【F】事業性に関する情報	【F1】再生可能エネルギーポテンシャル	F1	太陽光発電の導入量ポテンシャル	再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）（環境省HP）	-	-
		【F2】既存の発電施設の位置情報	F2	発電施設（一般水力発電施設、風力発電施設、太陽光発電施設、バイオマス発電施設）	国土数値情報（国土交通省HP）	-	-
		【F3】再生可能エネルギー導入実績	F3	再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報	事業計画認定情報 公表用ウェブサイト（経済産業省HPより）	-	-
		【F4】電力系統	F4	電力系統マップ	環境アセスメントデータベース（EDAS）（環境省HP）	-	-
		【F5】インフラ	F5	道路等施設	環境アセスメントデータベース（EDAS）（環境省HP）	-	-
		【F6】地形・地質	F6	土地の安全性に係る情報（断層分布、地質図）	国土数値情報（国土交通省HP）、国土地理院活断層図	-	-
		【F7】ため池・公共施設（建物）位置	F7	ため池位置図	亀岡市保有資料	-	-

注）「エリア区分」のうち「-」はデータの収集は行ったものの、エリア区分の設定は行わなかった参考情報になります。